

令和8年第8回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602

令和8年7月22日(水)

15時30分～16時04分

出席委員

教 育 長

安 原 敏 光

教育長職務代理者

小 野 武 也

委 員

京 楽 千恵美

委 員

蔭 地 美 紀

委 員

森 谷 浩

事 務 局

教育部長

石 原 洋

次長兼教育振興課長

景 山 泰 良

学校給食課長

紙 田 敬 久

学校教育課長

荒 木 美 花

生涯学習課長

引 村 希世美

スポーツ振興課長

折 野 由 紀

文化課長

中 川 卓 司

書記 教育振興課総務企画係長

木 原 薫

書記 教育振興課主任

早 間 真 衣

議	題
三教委議第 2 3 号	三原市教育委員会公印規則の全部改正について（公開）
三教委議第 2 4 号	三原市久井運動公園設置及び管理条例施行規則の一部改正について（公開）
三教委議第 2 5 号	会計年度任用職員の任用について（非公開）
三教委報第 1 4 号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

安原教育長 ただいまから令和８年第８回定例教育委員会会議を始めます。

本日の議事録署名委員は、蔭地委員と森谷委員にお願いします。

それでは、令和８年第７回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いします。

書記（令和８年第７回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読）

安原教育長 議事録を承認してよろしいでしょうか。

（一同承認）

安原教育長 議事録は承認されました。

安原教育長 それでは議事に入ります。本日の議案・報告事項のうち、三教委議第２３号及び第２４号を公開とし、それ以外は人事案件であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（一同承認）

安原教育長 それでは、そのように取り扱います。

安原教育長 審議に入ります。それでは、「三教委議第２３号」について、事務局から説明願います。

景山次長兼教育振興課長 それでは８ページをお願いいたします。「三教委議第２３号 三原市教育委員会公印規則の全部改正について」ご説明いたします。

本改正につきましては、庁内における文書管理システムの導入及び電子決裁の運用開始に伴い、市の公印取扱規則に準じた内容に整備するとともに、市立幼稚園や小中学校等を含む各現場での公印の管理、保管場所及び使用手続きを実態に即した、適切な運用に改めるため、全部改正を行うものでございます。８ページから１６ページまでは改正後の全文を、１８ページから２５ページにかけて、新旧対照表を掲載しております。この規則の施行日は、公布の日といたします。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

安原教育長 説明を受けました。何か、ご質問ご意見がありますか。

（なし）

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。「三教委議第２３号」について、原案どおり可決することに異議ありませんか。

（異議なし）

安原教育長 全員賛成と認めます。よって、「三教委議第２３号」は原案どおり可決されました。

安原教育長 続いて、「三教委議第２４号」について、事務局から説明願います。

折野スポーツ振興課長 資料２６ページをご覧ください。「三教委議第２４号 三原市久井運動公園設置及び管理条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

現在、久井運動公園には、体育館、テニスコート、グラウンド、プールがございます。これらを利用する際には、利用者は利用申請書を記入した上で提出をして、教育長が許可証の発行をするといった流れになっております。今回の規則改正につきましては、プールについて、この取扱を簡素化しようと改正するものでございます。このプールにつき

ましては、夏の時期のみ開設をして、一般開放しております。夏だけで約3,000人が利用されております。そういった中で、申請書を記載して許可証を発行するという作業は、利用者にとっても施設管理者にとっても効率が良くないといった課題がございます。そこで、26ページ下段のように改正します。具体的に説明しますと27ページにあります受付簿に記載することによって利用申請したとみなし、また利用を許可したとみなすというふうに改正をするものです。28ページをご覧ください。附則になります。この規則は令和8年8月1日から施行、提案理由ですがプールにつきましては、専用利用ではなく、各個人に一般開放しているものですので、この形態にあった利用申請及び利用許可の方法に変更し、事務の効率化と利用者の利便性を高めるため、この案を提出するものです。29ページには、新旧対照表を記載しております。説明は以上です。

安原教育長 説明を受けました。何か、ご質問ご意見がありますか。

小野委員 受付簿ですが、何年保存するとか他に記録を利用するとかそういうことについて決めていることはあるでしょうか。

折野スポーツ振興課長 保存期間については、定めたものはございません。一般的に5年程度と考えます。受付簿の利用ですが、人数の集計といった統計に利用するとか、また、事故等が起こった場合に連絡先の参考にするなどの利用の方法があります。

安原教育長 その他、ご質問ご意見がありますか。
(なし)

安原教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移ります。「三教委議第24号」について、原案どおり可決することに異議ありませんか。
(異議なし)

安原教育長 全員賛成と認めます。よって、「三教委議第24号」は原案どおり可決されました。

安原教育長 ここからは非公開にて審議します。
(非公開案件審議)

三教委議第25号「会計年度任用職員の任用について」

原案どおり可決

三教委報第14号「県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について」 承認

(非公開案件審議後)

安原教育長 以上で、本日の議事はすべて終了しました。
次回の定例教育委員会会議は、令和8年8月26日（水）14時30分から事前協議、15時30分から本会議を開催いたします。
他にないようでしたら、これで第8回定例教育委員会会議を閉会とします。

16時04分 教育委員会会議終了

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名_____

署名_____